

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

指定番号	第二号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成三十年八月二十七日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十街区八画地地先から十街区五画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十街区五画地地先から十街区四画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内三十四街区十四画地地先から三十四街区九画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二十四・七三</p> <p>二十三・〇〇</p> <p>八十四・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>六・〇</p> <p>八・〇</p> <p>八・〇</p>